

横浜市資事指令第5006号
令和7年4月30日

許可番号 第05620124116号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号大名古屋ビルヂング

氏 名 株式会社 ジー・イーテクノス
代表取締役 柳 学 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和3年1月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和7年12月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
以上4種類

(2) 混練：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん 以上13
種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地
神奈川県横浜市神奈川区恵比須町8番地

処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (1,140 t/日)

設置年月日：平成17年12月26日 許可年月日：平成17年11月2日

許可番号：10263

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器
くず、がれき類 以上4種類

(2) 混練施設 1基 (892.8 m³/日)

設置年月日：令和5年12月13日

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき
類、ばいじん 以上13種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、5552.44m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年1月1日 新規許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

令和 3 年 1 月 1 日 更新許可

令和 6 年 1 月 1 日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

NO COPY
再複写無効